

平成30年8月 高額療養費制度改正について

↓↓↓ 70歳以上の方の高額療養費の上限額が次のとおり変更になりました。 ↓↓↓

平成30年7月まで

区分	所得要件	限度額	
		外来	外来 + 入院
現役並み 所得者	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円>
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円>
低所得者 II	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者 I	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円



平成30年8月から

区分	所得要件	限度額		特記事項
		外来	外来 + 入院	
現役並み 所得者	III 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回140,100円>		26区ア
	II 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回93,000円>		27区イ
	I 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円>		28区ウ
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円>	29区エ
低所得者 II	住民税非課税	8,000円	24,600円	30区オ
低所得者 I	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	

新たに「限度額適用認定証」の申請が
必要です。

◆ 高額療養費の見直しに伴う記載要領等の一部改正について

高齢受給者証もしくは、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合、または新たに発行される限度額適用認定証の適用区分(現役並み I・II)等から、それぞれの所得区分に応じて「26区ア」、「27区イ」、「28区ウ」、「29区エ」、「30区オ」を「特記事項」欄に記載することになりました。

つきましては、**70歳以上の方のレセプトには、上記「26区ア」～「30区オ」のいずれかを特記事項に記載することが必須**となりますので、請求の際はご注意ください。